

随意契約理由

件名：大阪府大気汚染常時監視測定局（島本町役場局）の移設に係る削孔等工事

本工事は、島本町役場庁舎の建替えに伴い、現庁舎内に設置している測定局を新庁舎内に移設するため、新庁舎内新測定局の壁面の削孔及び電気工事等を施工するとともに、現測定局を撤去するものである。

新庁舎は免震構造であるため、新測定局壁面の削孔及び電気設備の設置にあたっては、新庁舎の構造を熟知している必要がある。さらに、町より新測定局の整備については令和7年5月2日までに完了させるよう要請があり、限られた工程の中で複数の事業者が施工を分担することは、工程管理上の錯綜を招き、期日までの完了が困難となることから、単一事業者による一括工事が不可欠である。

また、現測定局は、現町役場庁舎内に設置しているものであり、現庁舎の構造内部を通して設置している設備もあることから、撤去工事においても、現庁舎の構造に精通していることが求められる。

以上のことから、島本町より新庁舎の建設及び現庁舎の解体（減築）を請け負っている北野建設株式会社大阪支店以外に履行できる事業者はいない。

これにより、契約締結の際には、北野建設株式会社大阪支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うものである。